

常陽銀行グループの皆さまへ

団体傷害保険のご案内

(ケガ・病気・介護・くらしの補償)

傷害総合保険

医療保険基本特約・疾病保険特約・

介護一時金支払特約・

軽度認知障害等一時金支払特約セット

団体総合保険

【2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約に関するご案内】

補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットならびに別紙「改定のご案内」をご確認ください。

【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、介護一時金の補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

44%[※]
OFF

※団体割引20%
優良割引30%

ご加入はこちらから

ケガ・病気・介護の補償



<QRコード>

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<URL>

<https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=IBICnBuG2ownHafKJ8+aB0XmWbVHQvLdcb9kjX5yEMc=>

くらしの補償



<QRコード>

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<URL>

<https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=eZU169UzcChDq+A0H5YiBLEz6QSF6+ZixT4stFvhnMQ=>

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

「ケガの補償」「ケガと病気の補償」「介護の補償」の3つの補償を対象に、パーソナルコース、エコノミーコース、ファミリーコースの各コースをご案内いたします。

また、今年度より「くらしの補償」を対象にした「シン・くらしのプラン」を発売します。

特色

- ・常陽銀行グループ役職員の皆さまだけがご加入いただける制度です。団体割引及び優良割引の適用によりお得にご加入いただけます。
- ・常陽銀行グループの役職員（ご本人）の皆さまだけでなく、ご家族^(※)も団体割引でご加入いただけます。
- ・〔ケガの補償・ケガと病気の補償〕交通事故によるケガを手厚く補償いたします。
- ・〔ケガと病気の補償〕加入に際して、医師による健康診断などは不要です。申込専用ホームページへの入力により告知いただけます。（告知内容によってはご加入をお断りする場合があります。）
- ・〔くらしの補償〕偶然の事故により生じた住宅内の家財や身の回り品の損害、賠償責任など日常生活で生じるさまざまなリスクに備えることができます。
- ・各プランの組み合わせまたはご選択により「最適な補償」をご提供します。

※常陽銀行グループ役職員さまの配偶者、子供、両親、兄弟姉妹、および同居の親族の方を被保険者としてご加入頂けます。



- 保険契約者 株式会社常陽銀行
- 加入対象者 常陽銀行グループの役職員
- 保険期間 2023年8月10日午後4時から2024年8月10日午後4時までの1年間
- 申込締切日 2023年7月31日（月）
- 加入手続き方法 スマホやPCにて専用サイト（WEB-Enter）にアクセスしてお手続きください。自動継続方式のため、前年同等条件でご継続いただく場合はお手続きは不要です。
- 保険料のお支払い 2023年10月から毎月給与控除（12回払）

各種プランのご紹介

ケガの補償 **P6~8**

日常の事故によるケガに備えるプラン

役職員ご本人またはご家族を被保険者とするパーソナルコース・エコノミーコース、役職員ご本人とご家族を被保険者とするファミリーコースをご選択いただけます。

ケガ

個人賠償責任



ケガの補償

病気(疾病)の補償 **P9~16**

ケガの補償に病気(疾病)の補償を追加するプラン

疾病による入院・手術だけでなく、三大疾病による通院や先進医療等費用も補償告知書(専用フォームへ入力)のみでご加入いただけます。(医師の診査は不要です。)

入院

手術

三大疾病通院



ケガと病気の補償

介護の補償 **P17**

介護一時金支払特約+軽度認知障害等一時金特約

病気やケガ等により公的介護制度における要介護2から5に該当、もしくは損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり、その要介護状態が90日を超えて継続した場合、一時金をお支払いするプランです。

また、軽度認知障害または認知症の診断を受けた場合、一時金をお支払いします。

親子のちから **別冊**

- 「公的介護保険」ではカバーしきれない介護サービス利用にかかる費用や、給付対象外の介護にかかる所定の費用を補償。
- 損保ジャパンと提携している事業者をご利用いただいた場合はキャッシュレス対応が可能です。
- 介護サービス費用としてご負担された費用(実費)に対して保険金をお支払いします。
- 「要介護2」はもちろん、「要介護1」のうち認知症の症状が見られる「認知症生活自立度Ⅱa以上」も補償します

親御さまの介護に備えた補償



介護の補償

くらしの補償(『シン・くらしのプラン』) **P18~21** **NEW**

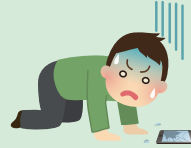
日常生活で生じるリスクに備えるプラン

ケガによる死亡や後遺障害の補償に加え、日常生活での偶然な事故により賠償責任を負った場合や、偶然な事故により住宅内の家財や携行品により生じた損害などを補償するプランです。

個人賠償責任

身の回り品の補償

家財の補償



くらしの補償

組合せにより最適なプランをご選択いただけます。

加入例

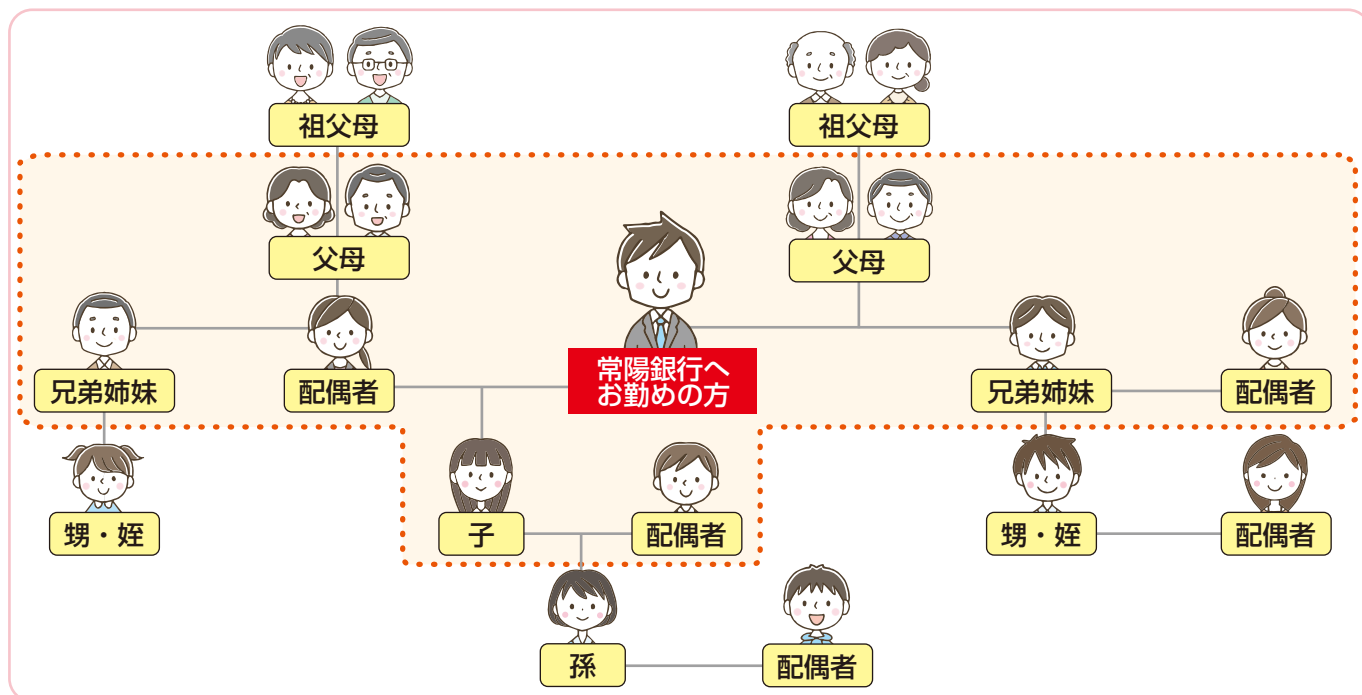
①本人 (23歳 男性)

パーソナルコース	本人	ケガと病気の補償 ML1		月額 2,020円
パーソナルコース	本人	ケガと病気の補償 ML1	+ シン・くらしのプラン JP1	月額 3,640円

②本人 (40歳 男性) ・配偶者 (40歳 女性) ・子供 (5歳 男性) ・本人母親 (70歳・別居) の場合

パーソナルコース	本人	ケガと病気の補償 NP1	+ 介護の補償 K3	月額 4,380円
パーソナルコース	本人	ケガと病気の補償 NP1	+ 介護の補償 K3 + シン・くらしのプラン JP1	月額 6,000円
パーソナルコース	本人 ご親族 (親御さま)		介護の補償 K3 + 親子のちから O3	月額 7,470円
ファミリー①	本人 配偶者 子供	ケガと病気の補償 NF11・NF12・NF13	+ 介護の補償 K3 + 介護の補償 K3	月額 6,440円
ファミリー②	本人 配偶者 子供	ケガと病気の補償 NF11・NF12・NF13	+ 介護の補償 K3 + 介護の補償 K3 + シン・くらしのプラン JF	月額 8,110円
ファミリー③	本人 配偶者 子供 ご親族 (親御さま)	ケガの補償 TF1	+ 介護の補償 K3 + 介護の補償 K3 + 親子のちから O2	月額 8,720円

被保険者（本人）としてご加入頂ける方の範囲について



- 被保険者（本人）となる条件として、配偶者・子供・両親・兄弟姉妹（上記の図で点線で囲まれた方）は同居の有無は問われませんが、その他の親族については、加入者本人と同居していることが条件になります。
- ※上の図は「被保険者（本人）としてご加入頂ける方の範囲」の主な方々となります。
- ※配偶者は、婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性のパートナーを含みます。

<ケガの補償>

ケガの補償

パーソナルコース・エコノミーコース

日常生活におけるケガの補償に交通事故によるケガの補償をセットしたプランです。交通事故によるケガの場合、その他の事故の倍額となります。

日常生活における補償

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

交通事故時における補償

日本国内・国外を問わず、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故（※2）によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

個人賠償

日常生活において他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって負う法律上の損害賠償責任を補償します。

示談交渉サービス付 （日本国内のみ）

損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスの提供にあたっては、被保険者及び損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

TP1~TP3
TL1
P1~P3
L1

ファミリーコース

ご家族の日常生活におけるケガの補償に交通事故によるケガの補償をセットしたプランです。交通事故によるケガの場合、その他の事故の倍額となります。

日常生活における補償

役職員またはご家族（※1）の方が、日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

交通事故時における補償

役職員またはご家族（※1）の方が、日本国内・国外を問わず、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故（※2）によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※1）ご家族・・・加入対象者の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟姉妹および加入対象者と同居している親族にかぎりません。ファミリーコースの場合、被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。

（※2）所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故・・・以下のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中（※）の事故
- ③駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災

（※）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

■「ケガのみプラン」各コースのご案内

(保険期間1年、団体割引20%、優良割引30%)

		パーソナルコース				エコノミーコース				
入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約セット (ケガのみ) 入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約、 交通傷害危険のみ補償特約セット (TP1B、2B、3B、TL1B)										
ご加入の型		TP1 (TP1A+TP1B)		TP2 (TP2A+TP2B)		TP3 (TP3A+TP3B)		TL1 (TL1A+TL1B)		
補償内容		交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	
保険金額	ご本人	死亡・後遺障害	2,000万円	1,000万円	4,130万円	2,065万円	5,650万円	2,825万円	1,440万円	720万円
	入院保険金日額	12,000円	6,000円	16,000円	8,000円	20,000円	10,000円	10,000円	5,000円	
	通院保険金日額	8,000円	4,000円	10,000円	5,000円	13,200円	6,600円	6,000円	3,000円	
	個人賠償責任保険金額	3,000万円		3,000万円		3,000万円		3,000万円		
月払保険料		2,640円		4,060円		5,390円		2,010円		
お申込み時にご選択頂く型名 ^(注)		TP1A・TP1B		TP2A・TP2B		TP3A・TP3B		TL1A・TL1B		

ケガの補償

☆: 上記の型は、入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約をセットした型です。入院保険金または通院保険金(ケガのみ)をお支払いする場合、入院期間を通算し、最初の7日間にかぎり保険金日額を2倍にお支払いします。(日数の算定は入院を優先します。)

入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約、 交通傷害危険のみ補償特約セット (P1B、2B、3B、L1B)										
ご加入の型		P1 (P1A+P1B)		P2 (P2A+P2B)		P3 (P3A+P3B)		L1 (L1A+L1B)		
補償内容		交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	
保険金額	ご本人	死亡・後遺障害	1,320万円	660万円	3,580万円	1,790万円	5,320万円	2,660万円	1,200万円	600万円
	入院保険金日額	12,000円	6,000円	16,000円	8,000円	20,000円	10,000円	8,000円	4,000円	
	通院保険金日額	8,000円	4,000円	10,000円	5,000円	13,200円	6,600円	4,000円	2,000円	
	個人賠償責任保険金額	3,000万円		3,000万円		3,000万円		3,000万円		
月払保険料		2,070円		3,490円		4,790円		1,390円		
お申込み時にご選択頂く型名 ^(注)		P1A・P1B		P2A・P2B		P3A・P3B		L1A・L1B		

すべてのご加入プランで手術保険金(入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍)がお支払いの対象となります。
(注) お申し込みに際してご利用頂く団体契約WEB手続きサイトでは本型名のコースをご選択頂きます。

ファミリーコース

入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約セット（ケガのみ）

入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約、
交通傷害危険のみ補償特約セット（TF1B、2B、3B、4B）

ご加入の型		TF1 (TF1A+TF1B)		TF2 (TF2A+TF2B)		TF3 (TF3A+TF3B)		TF4 (TF4A+TF4B)		
補償内容		交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	
保険金額	ご本人	死亡・後遺障害	770万円	385万円	1,300万円	650万円	2,170万円	1,085万円	4,360万円	2,180万円
		入院保険金日額	9,000円	4,500円	12,000円	6,000円	14,000円	7,000円	15,000円	7,500円
		通院保険金日額	6,000円	3,000円	8,000円	4,000円	9,000円	4,500円	10,000円	5,000円
	配偶者	死亡・後遺障害	500万円	250万円	1,000万円	500万円	1,600万円	800万円	3,300万円	1,650万円
		入院保険金日額	7,000円	3,500円	10,000円	5,000円	13,000円	6,500円	14,000円	7,000円
		通院保険金日額	4,000円	2,000円	6,000円	3,000円	8,000円	4,000円	9,000円	4,500円
	ご親族	死亡・後遺障害	340万円	170万円	800万円	400万円	1,300万円	650万円	2,000万円	1,000万円
		入院保険金日額	5,000円	2,500円	8,000円	4,000円	12,000円	6,000円	13,000円	6,500円
		通院保険金日額	3,000円	1,500円	4,000円	2,000円	7,000円	3,500円	8,000円	4,000円
	個人賠償責任保険金額		3,000万円		3,000万円		3,000万円		3,000万円	
	月払保険料		3,670円		5,480円		7,820円		10,460円	
	お申込み時にご選択頂く型名 ^(注)		TF1A・TF1B		TF2A・TF2B		TF3A・TF3B		TF4A・TF4B	

☆:上記の型は、入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約をセットした型です。入院保険金または通院保険金（ケガのみ）をお支払いする場合、入院期間を通算し、最初の7日間にかぎり保険金日額を2倍にしてお支払いします。（日数の算定は入院を優先します。）

入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約、
交通傷害危険のみ補償特約セット（F1B、2B、3B、4B）

ご加入の型		F1 (F1A+F1B)		F2 (F2A+F2B)		F3 (F3A+F3B)		F4 (F4A+F4B)		
補償内容		交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	交通事故 などのケガ	左記以外の 事故の場合	
保険金額	ご本人	死亡・後遺障害	640万円	320万円	1,320万円	660万円	2,040万円	1,020万円	4,360万円	2,180万円
		入院保険金日額	9,000円	4,500円	11,000円	5,500円	14,000円	7,000円	15,000円	7,500円
		通院保険金日額	6,000円	3,000円	7,000円	3,500円	9,000円	4,500円	10,000円	5,000円
	配偶者	死亡・後遺障害	480万円	240万円	800万円	400万円	1,600万円	800万円	3,000万円	1,500万円
		入院保険金日額	7,000円	3,500円	9,000円	4,500円	13,000円	6,500円	14,000円	7,000円
		通院保険金日額	4,000円	2,000円	6,000円	3,000円	8,000円	4,000円	9,000円	4,500円
	ご親族	死亡・後遺障害	338万円	169万円	640万円	320万円	1,240万円	620万円	2,280万円	1,140万円
		入院保険金日額	5,000円	2,500円	7,000円	3,500円	12,000円	6,000円	13,000円	6,500円
		通院保険金日額	3,000円	1,500円	4,000円	2,000円	7,000円	3,500円	8,000円	4,000円
	個人賠償責任保険金額		3,000万円		3,000万円		3,000万円		3,000万円	
	月払保険料		3,130円		4,460円		6,830円		9,580円	
	お申込み時にご選択頂く型名 ^(注)		F1A・F1B		F2A・F2B		F3A・F3B		F4A・F4B	

すべてのご加入プランで手術保険金（入院中の手術：入院保険金日額の10倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍。）がお支払いの対象となります。

(注) お申し込みの際にご利用頂く団体契約WEB手続きサイトでは本型名のコースをご選択頂きます。

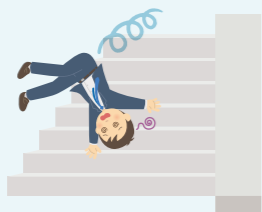
<ケガと病気の補償>

パーソナルコース・エコノミーコース

日常生活におけるケガの補償に交通事故によるケガの補償をセットしたプランです。交通事故によるケガの場合、その他の事故の倍額となります。

日常生活における補償

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。



交通事故時における補償

日本国内・国外を問わず、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故（※2）によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。



ファミリーコース

ご家族の日常生活におけるケガの補償に交通事故によるケガの補償をセットしたプランです。交通事故によるケガの場合、その他の事故の倍額となります。

日常生活における補償

役員またはご家族（※1）の方が、日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。



交通事故時における補償

役員またはご家族（※1）の方が、日本国内・国外を問わず、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故（※2）によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。



個人賠償

日常生活において他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって負う法律上の損害賠償責任を補償します。



示談交渉サービス付 （日本国内のみ）

損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスの提供にあたっては、被保険者及び損害賠償請求者の方の同意が必要になります。



疾病入院手術・三大疾病通院・先進医療等費用

日本国内・国外を問わず、保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、「入院を開始した場合」、「手術を受けた場合」、「三大疾病により通院された場合」等に保険金をお支払いします。

また、保険期間中に傷害または疾病を被り、日本国内で先進医療等を受けたことにより先進医療の技術料を負担した場合等に保険金をお支払いします。



先進医療とは、病院などにおいて行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)



NP1～NP3
NL1
MP1～MP3
ML1

（12ページから13ページ）



NF11～NF13
NF21～NF23
NF31～NF33
NF41～NF43
MF11～MF13
MF21～MF23
MF31～MF33
MF41～MF43

（14ページから17ページ）

（※1）ご家族・・・加入対象者の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟姉妹および加入対象者と同居している親族にかぎりません。ファミリーコースの場合、被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。

（※2）所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故・・・以下のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中（※）の事故
- ③駅の改札口入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災 など

（※）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

告知の大切さについてのご説明

- ①告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ②告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

■「ケガ+疾病プラン」パーソナル・エコノミーコースのご案内

(保険期間1年、団体割引20%、優良割引30%、疾病(病気)：手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

ご加入の型		NP1 (NP1A+NP1B)			NP2 (NP2A+NP2B)		
補償内容		交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)	交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)
ご本人 保険金額	死亡・後遺障害	3,200万円	1,600万円	—	5,400万円	2,700万円	—
	入院保険金日額	12,000円	6,000円	6,000円	16,000円	8,000円	8,000円
	通院保険金日額	8,000円	4,000円	—	10,000円	5,000円	—
	三大疾病通院保険金日額	—	—	4,000円	—	—	5,000円
	先進医療等費用	200万円		—	200万円		—
個人賠償責任保険金額		3,000万円		—	3,000万円		—
ご本人満年齢 (傷害+疾病)月払保険料	0~24歳	3,560円		—	5,130円		—
	25~29歳	3,710円		—	5,320円		—
	30~34歳	3,820円		—	5,480円		—
	35~39歳	3,930円		—	5,610円		—
	40~44歳	3,990円		—	5,690円		—
	45~49歳	4,230円		—	6,000円		—
	50~54歳	4,540円		—	6,410円		—
	55~59歳	5,130円		—	7,200円		—
60~64歳	5,820円		—	8,110円		—	
お申込時にご選択頂く型名(注)		NP1A・NP1B		—	NP2A・NP2B		—

入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約セット(ケガ)
交通傷害危険のみ補償特約セット(ケガ・NP1B、2B、3B)
入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約セット(ケガのみ)
パーソナルコース

ケガと病気の補償

～日常生活の様々なリスクに対応～

(パンフレットに記載のないご年齢の方につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。)

ご加入の型		NP3 (NP3A+NP3B)			NL1 (NL1A+NL1B)		
補償内容		交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)	交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)
ご本人 保険金額	死亡・後遺障害	7,000万円	3,500万円	—	2,400万円	1,200万円	—
	入院保険金日額	20,000円	10,000円	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円
	通院保険金日額	13,200円	6,600円	—	6,000円	3,000円	—
	三大疾病通院保険金日額	—	—	6,600円	—	—	3,000円
	先進医療等費用	200万円		—	200万円		—
個人賠償責任保険金額		3,000万円		—	3,000万円		—
ご本人満年齢 (傷害+疾病)月払保険料	0~24歳	6,610円		—	2,780円		—
	25~29歳	6,860円		—	2,900円		—
	30~34歳	7,060円		—	3,000円		—
	35~39歳	7,230円		—	3,080円		—
	40~44歳	7,320円		—	3,120円		—
	45~49歳	7,720円		—	3,320円		—
	50~54歳	8,250円		—	3,580円		—
	55~59歳	9,230円		—	4,070円		—
60~64歳	10,370円		—	4,630円		—	
お申込時にご選択頂く型名(注)		NP3A・NP3B		—	NL1A・NL1B		—

入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約セット(ケガ)
交通傷害危険のみ補償特約セット(ケガ・NL1B)
入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約セット(ケガのみ)
エコノミーコース

ケガと病気の補償

ご加入の型		MP1 (MP1A+MP1B)			MP2 (MP2A+MP2B)		
補償内容		交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)	交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)
ご本人 保険金額	死亡・後遺障害	2,200万円	1,100万円	—	4,600万円	2,300万円	—
	入院保険金日額	12,000円	6,000円	6,000円	16,000円	8,000円	8,000円
	通院保険金日額	8,000円	4,000円	—	10,000円	5,000円	—
	三大疾病通院保険金日額	—	—	4,000円	—	—	5,000円
	先進医療等費用	200万円		—	200万円		—
個人賠償責任保険金額		3,000万円		—	3,000万円		—
ご本人満年齢 (傷害+疾病)月払保険料	0~24歳	2,850円		—	4,440円		—
	25~29歳	3,000円		—	4,630円		—
	30~34歳	3,110円		—	4,790円		—
	35~39歳	3,220円		—	4,920円		—
	40~44歳	3,280円		—	5,000円		—
	45~49歳	3,520円		—	5,310円		—
	50~54歳	3,830円		—	5,720円		—
	55~59歳	4,420円		—	6,510円		—
60~64歳	5,110円		—	7,420円		—	
お申込時にご選択頂く型名(注)		MP1A・MP1B		—	MP2A・MP2B		—

【疾病プラン】
 (※1) 保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。(※2) 年齢は、保険期間の初日時点の満年齢とします。
 (※3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
 (※4) 新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。満70歳以上など、保険料等の表記のない方についてはご加入窓口の常勤トータルサービスまでお問合せください。
 (※5) 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

ご加入の型		MP3 (MP3A+MP3B)			ML1 (ML1A+ML1B)		
補償内容		交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)	交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)
ご本人 保険金額	死亡・後遺障害	6,400万円	3,200万円	—	2,000万円	1,000万円	—
	入院保険金日額	20,000円	10,000円	10,000円	8,000円	4,000円	4,000円
	通院保険金日額	13,200円	6,600円	—	4,000円	2,000円	—
	三大疾病通院保険金日額	—	—	6,600円	—	—	2,000円
	先進医療等費用	200万円		—	200万円		—
個人賠償責任保険金額		3,000万円		—	3,000万円		—
ご本人満年齢 (傷害+疾病)月払保険料	0~24歳	5,890円		—	2,020円		—
	25~29歳	6,140円		—	2,110円		—
	30~34歳	6,340円		—	2,190円		—
	35~39歳	6,510円		—	2,250円		—
	40~44歳	6,600円		—	2,290円		—
	45~49歳	7,000円		—	2,440円		—
	50~54歳	7,530円		—	2,640円		—
	55~59歳	8,510円		—	3,030円		—
60~64歳	9,650円		—	3,470円		—	
お申込時にご選択頂く型名(注)		MP3A・MP3B		—	ML1A・ML1B		—

(※6) 団体総合保険(疾病プラン)は介護医療保険料控除の対象になります。(2023年5月現在)
 (注) お申し込みに際してご利用頂く団体契約WEB手続きサイトでは本型名のコースをご選択頂きます。

■すべてのご加入プランで手術保険金(傷害については入院中の手術：入院保険金日額の10倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍。疾病については<重大手術の場合>疾病入院保険金日額の40倍、<重大手術以外の場合>入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍、外来の手術：疾病入院保険金日額の5倍)がお支払いの対象となります。

■「ケガ+疾病プラン」ファミリーコースのご案内①

～ご家族も安心の充実補償～

(保険期間1年、団体割引20%、優良割引30%、疾病(病気)：手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

(パンフレットに記載のないご年齢の方につきましては、取扱代理店までお問い合わせください)

ご加入の型		補償内容		
ご本人	死亡・後遺障害	入院保険金日額	9,000円	
		通院保険金日額	6,000円	
		三大疾病通院保険金日額	—	
		先進医療等費用	200万円	
	配偶者	死亡・後遺障害	入院保険金日額	7,000円
			通院保険金日額	4,000円
			三大疾病通院保険金日額	—
			先進医療等費用	100万円
	ご親族	死亡・後遺障害	入院保険金日額	5,000円
			通院保険金日額	3,000円
			三大疾病通院保険金日額	—
			先進医療等費用	100万円
個人賠償責任保険金額		3,000万円	—	
傷害月払保険料(対象者全員分)		4,390円	—	
疾病月払保険料(対象者・年齢別)				
満年齢加入対象者	0～24歳	300円	190円	
	25～29歳	410円	240円	
	30～34歳	500円	300円	
	35～39歳	580円	340円	
	40～44歳	610円	350円	
	45～49歳	790円	460円	
	50～54歳	1,030円	580円	
	55～59歳	1,480円	820円	
60～64歳	1,990円	1,110円		
お申込時にご選択頂く型名 ^(注)				

NF11 (NF1A+NF1B) ・NF12・NF13		
交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)
1,600万円	800万円	—
9,000円	4,500円	4,500円
6,000円	3,000円	—
—	—	3,000円
1,000万円	500万円	—
7,000円	3,500円	3,500円
4,000円	2,000円	—
—	—	2,000円
600万円	300万円	—
5,000円	2,500円	2,500円
3,000円	1,500円	—
—	—	1,500円
3,000万円	—	—
4,390円	—	—
ご本人	配偶者	ご親族
300円	240円	190円
410円	320円	240円
500円	390円	300円
580円	450円	340円
610円	480円	350円
790円	620円	460円
1,030円	800円	580円
1,480円	1,130円	820円
1,990円	1,520円	1,110円
NF1A NF1B	NF12	NF13

NF21 (NF2A+NF2B) ・NF22・NF23		
交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)
2,400万円	1,200万円	—
12,000円	6,000円	6,000円
8,000円	4,000円	—
—	—	4,000円
1,800万円	900万円	—
10,000円	5,000円	5,000円
6,000円	3,000円	—
—	—	3,000円
1,200万円	600万円	—
8,000円	4,000円	4,000円
4,000円	2,000円	—
—	—	2,000円
3,000万円	—	—
6,520円	—	—
ご本人	配偶者	ご親族
380円	330円	270円
530円	450円	360円
640円	550円	440円
750円	630円	500円
810円	670円	540円
1,050円	870円	690円
1,360円	1,130円	890円
1,950円	1,620円	1,280円
2,640円	2,180円	1,720円
NF2A NF2B	NF22	NF23

NF31 (NF3A+NF3B) ・NF32・NF33		
交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)
4,800万円	2,400万円	—
14,000円	7,000円	7,000円
9,000円	4,500円	—
—	—	4,500円
3,000万円	1,500万円	—
13,000円	6,500円	6,500円
8,000円	4,000円	—
—	—	4,000円
1,800万円	900万円	—
12,000円	6,000円	6,000円
7,000円	3,500円	—
—	—	3,500円
3,000万円	—	—
9,830円	—	—
ご本人	配偶者	ご親族
440円	410円	380円
620円	570円	530円
750円	690円	640円
870円	810円	740円
930円	860円	800円
1,200円	1,120円	1,030円
1,580円	1,460円	1,330円
2,260円	2,090円	1,930円
3,050円	2,830円	2,610円
NF3A NF3B	NF32	NF33

NF41 (NF4A+NF4B) ・NF42・NF43		
交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)
6,800万円	3,400万円	—
15,000円	7,500円	7,500円
10,000円	5,000円	—
—	—	5,000円
4,000万円	2,000万円	—
14,000円	7,000円	7,000円
9,000円	4,500円	—
—	—	4,500円
2,400万円	1,200万円	—
13,000円	6,500円	6,500円
8,000円	4,000円	—
—	—	4,000円
3,000万円	—	—
12,080円	—	—
ご本人	配偶者	ご親族
470円	440円	410円
650円	620円	570円
810円	750円	690円
930円	870円	810円
990円	930円	860円
1,300円	1,200円	1,120円
1,690円	1,580円	1,460円
2,430円	2,260円	2,090円
3,290円	3,050円	2,830円
NF4A NF4B	NF42	NF43

【疾病プラン】
 (※1) 保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。
 (※2) 年齢は、保険期間の初日時点の満年齢とします。
 (※3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
 (※4) 新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。満70歳以上など、保険料等の表記のない方についてはご加入窓口の常陽トータルサービスまでお問合せください。
 (※5) 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率に変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
 (※6) 団体総合保険(疾病プラン)は介護医療保険料控除の対象になります。(2023年5月現在)

■すべてのご加入プランで手術保険金(傷害については入院中の手術：入院保険金日額の10倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍。疾病については<重大手術の場合>疾病入院保険金日額の40倍、<重大手術以外の場合>入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍、外来の手術：疾病入院保険金日額の5倍)がお支払いの対象となります。
 (注)「配偶者」を対象とする場合、型の末尾「2」を、「ご親族」を対象とする場合、型の末尾「3」をご選択ください。
 お申し込みの際にご利用頂く団体契約WEB手続きサイトでは本型名のコースをご選択頂きます。

■「ケガ+疾病プラン」ファミリーコースのご案内②

～ご家族も安心の充実補償～

(保険期間1年、団体割引20%、優良割引30%、疾病(病気)：手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

(パンフレットに記載のないご年齢の方につきましては、取扱代理店までお問い合わせください)

ご加入の型		補償内容		
保険金額	ご本人	死亡・後遺障害	入院保険金日額	
		通院保険金日額	三大疾病通院保険金日額	
		先進医療等費用		
		配偶者	死亡・後遺障害	入院保険金日額
			通院保険金日額	三大疾病通院保険金日額
	先進医療等費用			
	ご親族		死亡・後遺障害	入院保険金日額
		通院保険金日額	三大疾病通院保険金日額	
		先進医療等費用		
		個人賠償責任保険金額		
	傷害月払保険料(対象者全員分)			
	疾病月払保険料(対象者・年齢別)			
満年齢加入対象者	0～24歳			
	25～29歳			
	30～34歳			
	35～39歳			
	40～44歳			
	45～49歳			
	50～54歳			
	55～59歳			
60～64歳				
お申込み時にご選択頂く型名(注)				

入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約セット(ケガ)NF1B、2B、3B、4B
交通傷害危険のみ補償特約セット(ケガ)NF1B、2B、3B、4B

ファミリーコース

MF11 (MF1A+MF1B)・MF12・MF13		
交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)
1,400万円	700万円	—
9,000円	4,500円	4,500円
6,000円	3,000円	—
—	—	3,000円
200万円		
1,000万円	500万円	—
7,000円	3,500円	3,500円
4,000円	2,000円	—
—	—	2,000円
100万円		
600万円	300万円	—
5,000円	2,500円	2,500円
3,000円	1,500円	—
—	—	1,500円
100万円		
3,000万円		—
3,830円		—
ご本人	配偶者	ご親族
300円	240円	190円
410円	320円	240円
500円	390円	300円
580円	450円	340円
610円	480円	350円
790円	620円	460円
1,030円	800円	580円
1,480円	1,130円	820円
1,990円	1,520円	1,110円
MF1A MF1B	MF12	MF13

MF21 (MF2A+MF2B)・MF22・MF23		
交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)
2,400万円	1,200万円	—
11,000円	5,500円	5,500円
7,000円	3,500円	—
—	—	3,500円
200万円		
1,400万円	700万円	—
9,000円	4,500円	4,500円
6,000円	3,000円	—
—	—	3,000円
100万円		
1,000万円	500万円	—
7,000円	3,500円	3,500円
4,000円	2,000円	—
—	—	2,000円
100万円		
3,000万円		—
5,400円		—
ご本人	配偶者	ご親族
350円	300円	240円
490円	410円	320円
590円	500円	390円
690円	580円	450円
740円	610円	480円
960円	790円	620円
1,240円	1,030円	800円
1,790円	1,480円	1,130円
2,410円	1,990円	1,520円
MF2A MF2B	MF22	MF23

MF31 (MF3A+MF3B)・MF32・MF33		
交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)
4,000万円	2,000万円	—
14,000円	7,000円	7,000円
9,000円	4,500円	—
—	—	4,500円
200万円		
2,400万円	1,200万円	—
13,000円	6,500円	6,500円
8,000円	4,000円	—
—	—	4,000円
100万円		
1,400万円	700万円	—
12,000円	6,000円	6,000円
7,000円	3,500円	—
—	—	3,500円
100万円		
3,000万円		—
8,110円		—
ご本人	配偶者	ご親族
440円	410円	380円
620円	570円	530円
750円	690円	640円
870円	810円	740円
930円	860円	800円
1,200円	1,120円	1,030円
1,580円	1,460円	1,330円
2,260円	2,090円	1,930円
3,050円	2,830円	2,610円
MF3A MF3B	MF32	MF33

MF41 (MF4A+MF4B)・MF42・MF43		
交通事故などのケガ	左記以外のケガ	疾病(病気)
6,400万円	3,200万円	—
15,000円	7,500円	7,500円
10,000円	5,000円	—
—	—	5,000円
200万円		
4,000万円	2,000万円	—
14,000円	7,000円	7,000円
9,000円	4,500円	—
—	—	4,500円
100万円		
2,000万円	1,000万円	—
13,000円	6,500円	6,500円
8,000円	4,000円	—
—	—	4,000円
100万円		
3,000万円		—
10,670円		—
ご本人	配偶者	ご親族
470円	440円	410円
650円	620円	570円
810円	750円	690円
930円	870円	810円
990円	930円	860円
1,300円	1,200円	1,120円
1,690円	1,580円	1,460円
2,430円	2,260円	2,090円
3,290円	3,050円	2,830円
MF4A MF4B	MF42	MF43

【疾病プラン】

- (※1) 保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。
- (※2) 年齢は、保険期間の初日時点の満年齢とします。
- (※3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- (※4) 新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。満70歳以上など、保険料等の表記のない方についてはご加入窓口の常陽トータルサービスまでお問合せください。
- (※5) 団体割引、過去の損害率による割引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- (※6) 団体総合保険(疾病プラン)は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年5月現在)

- すべてのご加入プランで手術保険金(傷害については入院中の手術：入院保険金日額の10倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍。疾病については<重大手術の場合>疾病入院保険金日額の40倍、<重大手術以外の場合>入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍、外来の手術：疾病入院保険金日額の5倍)がお支払いの対象となります。

(注)「配偶者」を対象とする場合、型の末尾「2」を、「ご親族」を対象とする場合、型の末尾「3」をご選択ください。お申し込みの際にご利用頂く団体契約WEB手続きサイトでは本型名のコースをご選択頂きます。

<介護の補償>

団体専用補償

役職員またはご家族

◆被保険者（役職員ご本人またはご家族）が、公的介護保険制度における要介護2から5に該当した場合、もしくは所定の介護状態^(※1)に該当し、所定の期間^(※2)を超えて継続した場合に、被保険者（役職員ご本人またはご家族）に一時金をお支払いします。

(※1) 損保ジャパンが定める所定の要介護状態をいい、公的介護保険制度とは異なります。

(※2) 要介護状態に該当した日からその日を含めて90日

◆軽度認知障害（MCI）または認知症と診断確定されたとき、被保険者（役職員ご本人またはご家族）に一時金をお支払いします。

●介護一時金支払特約

保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。

なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。

①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1)

②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合

(※1) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。

(※2) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

●軽度認知障害等一時金支払特約

被保険者が、初めて軽度認知障害または認知症と診断確定された場合は、軽度認知障害等一時金をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは一回かぎりとなります。

(注)初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。

【介護用品の購入、住宅改修の費用や施設介護を受ける際の費用などに当てられます！】

※ご加入対象は保険始期時点で満69歳以下（継続契約の場合は満79歳まで）の方です。また、加入依頼書および被保険者告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

- ・保険料は、保険始期日（中途加入日）時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢（中途加入の場合は、中途加入日時点）とします。
- ・ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- ・団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

保険期間1年、団体割引20%、優良割引30%

タイプ	K1		K2		K3	
	介護一時金支払特約	100万円	介護一時金支払特約	200万円	介護一時金支払特約	300万円
保険金額	軽度認知障害等一時金支払特約	10万円	軽度認知障害等一時金支払特約	20万円	軽度認知障害等一時金支払特約	30万円
年齢 (保険始期時点の満年齢)	月払保険料		月払保険料		月払保険料	
0～39歳	130円		250円		370円	
40～44歳	140円		260円		390円	
45～49歳	160円		300円		450円	
50～54歳	190円		360円		540円	
55～59歳	290円		580円		860円	
60～64歳	470円		930円		1,380円	
65～69歳	740円		1,480円		2,220円	
70～74歳 [*]	1,490円		2,960円		4,450円	
75～79歳 [*]	2,890円		5,780円		8,660円	

※ご継続の方のみご加入いただけます。

・介護の補償は介護医療保険料控除の対象になります。(2023年5月現在)

告知の大切さについてのご説明

○告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意くださいいただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

別冊でご案内（詳細は代理店へ別途ご照会ください）

役職員の親御さま

親子のちから

団体専用補償

要介護1の方も補償対象となります！

対象者（役職員の親御さま）が要介護1かつ認知症生活自立度Ⅱa以上または要介護2～5（要介護状態）に該当したことにより、対象者が利用したサービス等の費用を被保険者（役職員ご本人またはご家族）にお支払いします。

ケガによる死亡や後遺障害の補償に加え、日常生活での偶然な事故により賠償責任を負った場合や、偶然な事故により住宅内の家財や携行品により生じた損害などを補償します。補償対象者により、パーソナルタイプ・カップルタイプ・ファミリータイプの3つよりご選択頂けます。

死亡・後遺障害の補償

・傷害総合保険（死亡・後遺障害）

国内・国外を問わず、日常生活における急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。



交通事故により亡くなられた

家財・身の回り品の補償

・住宅内生活用動産補償特約

日本国内で、住宅^(※)内の家財等が偶然な事故により損害を被った場合に保険金をお支払いします。家族プランの場合、単身赴任先や就学に伴う下宿先の家財も補償します。
(※)「住宅」とは、加入依頼書等記載の住宅をいい、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。



泥棒が入り
家財が盗難被害にあった

・携行品損害特約

偶然な事故により、被保険者（保険の対象となる方）の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
免責金額（自己負担額）は1事故につき3000円です。

<ご注意>

- お支払いする保険金の額は保険期間を通じて携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計5万円が限度となります。

【ご注意】

- ・以下の身の回り品はお支払いの対象となりません。
携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、義歯、補聴器、動物、植物、自転車、原動機付自転車、バイク、自動車、ゴーカート、船舶、航空機、クレジットカード、プリペイドカード、サーフボード、ドローン、漁具等
- ・置き忘れ・紛失、レンタル品・会社の備品、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とした損害はお支払いの対象となりません。



旅行中、カメラを
落としてこわした

賠償責任の補償

・個人賠償責任特約

日常生活の偶然な事故により、他人にケガをおわせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立ち入りで電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



買い物中に誤って
商品をこわした



自転車で通行人にぶつかり
ケガをさせた

不測の出費の補償

・キャンセル費用補償特約

被保険者ご本人・配偶者や親族^(※)が死亡・傷害または疾病による入院によって、旅行やパーティー等のサービスを受けることができなくなった場合に、被保険者または被保険者の法定相続人が負担するキャンセル費用を補償します。
※被保険者、またはその配偶者の1親等内の親族



急な入院により旅行をキャンセルした



山歩き中に遭難し、警察に救助された

・救済者費用等補償特約

傷害事故による死亡や入院等、所定の状態に該当した場合や遭難した場合に、被保険者または被保険者の親族が負担した交通費や捜索救助費用を補償します。

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に慣習上負担する次の費用を補償します。

●贈呈用記念品購入費用 ●祝賀会費用
●ゴルフ場に対する記念植樹費用 ●同伴キャディに対する祝儀 など
補償対象者を、「ご本人（※対象者①）」「ご本人+配偶者（※対象者①・②）」
「ご本人+配偶者+ご親族（※対象者①～④）」からご選択頂けます。

※対象者：

- ①被保険者本人
- ②被保険者本人の配偶者
- ③被保険者本人または配偶者の同居の親族
- ④被保険者本人または配偶者の別居の未婚の子（婚姻歴のない方）

<ご注意>

- ・同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール（ハーフ）またはパー35以上の9ホールを含む18ホールを正規にラウンドした場合に限りします。
- ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金お支払いの対象となりません。
- ・ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されていても、保険金のお支払限度額は、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額となります。



借家人賠償責任補償特約

借家人賠償責任補償特約

借用・使用する借戸室（日本国内のみ）を火災・破裂・爆発で壊した場合、貸主に対して負う賠償責任を補償します。
（示談交渉サービスの対象外です）

修理費用補償特約

借用住宅（日本国内において被保険者が借用または使用する建物または住戸室をいいます。）が火災・破裂・爆発等により損壊し、賃貸借契約に基づき修理した際の費用を補償します。
（ただし、借家人賠償責任補償特約でお支払いする場合には、当該特約による保険金はお支払いできません。）



《被保険者の範囲》

補償項目	パーソナルタイプ	カップルタイプ	ファミリータイプ
死亡・後遺障害（ケガ）	被保険者 ご本人	被保険者 ご本人 +配偶者（※1）	ご家族全員
家財・身の回り品の補償			
不測の出費の補償			
賠償責任の補償	ご家族全員（※2）		

※1 被保険者ご本人の婚姻の相手方をいい、内縁の相手*1方及び同性のパートナー*2を含みます。

*1 内縁の相手方とは、婚姻の届け出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

*2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。

注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来に継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

※2 次の①から④の方をいいます。

- ①被保険者本人
- ②被保険者本人の配偶者
- ③被保険者本人または配偶者の同居の親族
- ④被保険者本人または配偶者の別居の未婚の子（婚姻歴のない方）

【タイプ別保険料一覧】

補償項目		タイプ・ 型名	【パーソナルタイプ】 保険金額			
			JP	JP1	JP2	JP3
ケガの補償	死亡・後遺障害【本人】	—	1,000千円			
	死亡・後遺障害【配偶者】	—	—			
	死亡・後遺障害【その他の親族】	—	—			
家財・ 携行品の補償	住宅内生活用動産補償	(自己負担額： 3千円)	1,000千円			
	携行品損害	(自己負担額： 3千円)	1,000千円			
賠償責任の 補償	個人賠償責任	(自己負担額： なし)	100,000千円			
費用の補償	キャンセル費用	(自己負担額： ※)	50万円			
	救援者費用	(自己負担額： なし)	500万円			
オプション	ホールインワン・ アルバトロス費用【本人】	(自己負担額： なし)	—	50万円	50万円	—
	ホールインワン・ アルバトロス費用【配偶者】		—	—	—	—
	ホールインワン・ アルバトロス費用【その他の親族】		—	—	—	—
	借家人賠償責任	(自己負担額： なし)	—	1,000万円	—	1,000万円
	修理費用補償	(自己負担額： 3千円)	—	300万円	—	300万円
月払保険料			1,100円	1,620円	1,430円	1,290円
お申込時にご選択頂く型名			JP	JP1	JP2	JP3

補償項目		タイプ・ 型名	【カップルタイプ】 保険金額					
			JC	JC1	JC2	JC3	JC4	JC5
ケガの補償	死亡・後遺障害【本人】	—	1,000千円					
	死亡・後遺障害【配偶者】	—	1,000千円					
	死亡・後遺障害【その他の親族】	—	—					
家財・ 携行品の補償	住宅内生活用動産補償	(自己負担額： 3千円)	1,000千円					
	携行品損害	(自己負担額： 3千円)	1,000千円					
賠償責任の 補償	個人賠償責任	(自己負担額： なし)	100,000千円					
費用の補償	キャンセル費用	(自己負担額： ※)	50万円					
	救援者費用	(自己負担額： なし)	500万円					
オプション	ホールインワン・ アルバトロス費用【本人】	(自己負担額： なし)	—	50万円	50万円	50万円	50万円	—
	ホールインワン・ アルバトロス費用【配偶者】		—	—	—	—	—	—
	ホールインワン・ アルバトロス費用【その他の親族】		—	—	—	—	—	—
	借家人賠償責任	(自己負担額： なし)	—	1,000万円	—	1,000万円	—	1,000万円
	修理費用補償	(自己負担額： 3千円)	—	300万円	—	300万円	—	300万円
月払保険料			1,290円	1,810円	1,620円	1,970円	1,780円	1,480円
お申込時にご選択頂く型名			JC	JC1	JC2	JC3	JC4	JC5

※キャンセル事由の発生1回につき1,000円またはそのキャンセル費用の20%のいずれか高い額

【タイプ別保険料一覧】

補償項目		タイプ・ 型名	【ファミリータイプ】 保険金額							
			JF	JF1	JF2	JF3	JF4	JF5	JF6	JF7
ケガの 補償	死亡・後遺障害 【本人】	—	1,000千円							
	死亡・後遺障害 【配偶者】	—	1,000千円							
	死亡・後遺障害 【その他の親族】	—	1,000千円							
家財・ 携行品 の補償	住宅内生活用 動産補償 (自己負担額： 3千円)		1,000千円							
	携行品損害 (自己負担額： 3千円)		1,000千円							
賠償 責任の 補償	個人賠償責任 (自己負担額： なし)		100,000千円							
費用の 補償	キャンセル費用 (自己負担額： ※)		50万円							
	救援者費用 (免責： なし)		500万円							
オプ シ ョ ン	ホールインワン・ アルバトロス費用 【本人】	(自己負担額： なし)	—	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	—
	ホールインワン・ アルバトロス費用 【配偶者】		—	—	—					—
	ホールインワン・ アルバトロス費用 【その他の親族】		—	—	—	—	—	—		
	借家人賠償責 任	(自己負担額： なし)	—	1,000万円	—	1,000万円	—	1,000万円	—	1,000万円
	修理費用補償 (自己負担額： 3千円)		—	300万円	—	300万円	—	300万円	—	300万円
月払保険料			1,660円	2,180円	1,990円	2,340円	2,150円	2,630円	2,440円	1,850円
お申込時にご選択頂く型名			JF	JF1	JF2	JF3	JF4	JF5	JF6	JF7

※キャンセル事由の発生1回につき1,000円またはそのキャンセル費用の20%のいずれか高い額

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合普通保険約款に各種特約を、団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、介護一時金支払特約、軽度認知障害等一時金支払特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：株式会社常陽銀行
- 保険期間：2023年8月10日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2023年7月31日（月）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：常陽銀行グループの役職員
 - 被保険者：常陽銀行グループの役職員またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。ファミリーコース・ファミリータイプ / 被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。
 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 カップルタイプ / 被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。
 ※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 パーソナルコース・エコノミーコース・パーソナルタイプ / 被保険者本人のみが保険の対象となります。
- ※団体総合保険は新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。
 - お支払方法：2023年10月給与から毎月控除します。（12回払）
 - お手続き方法：スマートフォンやPCにて下記専用サイト（WEB-Enter）にアクセスしてお手続きください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		「加入内容および重要事項のご確認」画面中央下の申込ボタンを押下することにより、申込みとなります。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	本サイト上のプラン選択画面でのお手続きが必要となります。なお、補償内容が拡大するプランへの変更やプランの追加をする場合は告知画面への入力が必要となります。
	継続加入を行わない場合	本サイト上で継続加入を行わないための手続きが必要です。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ本サイトに入力されている継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。修正を行う場合は、被保険者登録画面にて修正してください。

（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の常陽トータルサービスまでご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

<QRコード> ※QRコードは株デンソーウェブの登録商標です。

ケガ・病気・介護の補償



くらしの補償



<URL> ケガ・病気・介護の補償

<https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=IBICnBuG2ownHafKJ8+aB0XmWbVHqVldcb9kX5yEMc=>

<URL> くらしの補償

<https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=eZU169UzcChDq+A0H5YiBLEz6QSF6+ZixT4stFvhnMQ=>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害総合保険（日常生活における事故：普通傷害）】 ※シン・くらしの安心プランの死亡・後遺障害はこちらになります。

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 （注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的隔隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償） 死亡 後遺障害 入院 手術 通院	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合は除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合} (4\% \sim 100\%)$	
	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数} (\text{事故の発生の日から180日以内})$ （注）「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。	
	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 10 (\text{倍}) \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 5 (\text{倍}) \end{aligned}$ （注）「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。 （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。	
	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内（※1）の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数} (\text{事故の発生の日から180日以内}^{(\text{※1})} \text{の90日限度})$ （※1）「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。 （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等（※2）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※2）ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
[入院保険金および通院保険金7日間2倍支払特約]（オプション） 入院保険金または通院保険金をお支払いする場合に、保険金のお支払対象となった期間の最初の7日間（※）に対して、入院保険金日額または通院保険金日額の2倍の額を、入院保険金または通院保険金としてお支払いします。ただし、同一の事故により入院保険金および通院保険金のいずれもお支払対象となった場合は、入院保険金を優先し、両方を合算して7日間を限度としてお支払いします。 （※）お支払いの対象となった期間が7日間未満の場合は、お支払いの対象となった期間とします。		

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】 続き

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>個人賠償責任 (国内外補償) (注)</p>	<p>日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1)次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】 続き

【傷害総合保険（交通事故などのケガ）】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中（※）の事故
- ③駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災 など

（※）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	<p>死亡 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合）</p> <p>⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑩交通乗用具による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故</p> <p>⑪船舶に搭乗することを職務（養成所の生徒を含みます。）とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</p> <p>⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故</p> <p>⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故</p> <p>⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故</p> <p style="text-align: right;">など</p>
	<p>後遺障害 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%)</p>	
	<p>入院 保険金</p> <p>急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から180日以内）</p> <p>（注）「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。</p>	
	<p>手術 保険金</p> <p>急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1）</p> <p>②先進医療に該当する手術（※2）</p> <p style="text-align: center;">＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍）</p> <p>（注）「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。</p> <p>（※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	
	<p>通院 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内（※1）の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から180日以内（※1）の90日限度）</p> <p>（※1）「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。</p> <p>（注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※2）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>（※2）ギプス、ギプスシーネ、ギプスチャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、肋骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>（注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	
<p>[入院保険金および通院保険金7日間2倍支払特約]（オプション）</p> <p>入院保険金または通院保険金をお支払いする場合に、保険金のお支払対象となった期間の最初の7日間（※）に対して、入院保険金日額または通院保険金日額の2倍の額を、入院保険金または通院保険金としてお支払いします。ただし、同一の事故により入院保険金および通院保険金のいずれもお支払対象となった場合は、入院保険金を優先し、両方を合算して7日間を限度としてお支払いします。</p> <p>（※）お支払いの対象となった期間が7日間未満の場合は、お支払いの対象となった期間とします。</p>		

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【その他特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>携行品損害 (国内外補償) (注)</p>	<p>偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
<p>物の損害の補償</p> <p>住宅内生活用動産 (国内のみ補償) (注)</p>	<p>【①損害保険金】 住宅^(※1)内に所在する生活用動産^(※2)で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額^(※3)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度^(※4)とします。</p> <p>(※1)「住宅」とは、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。</p> <p>(※2)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。</p> <p>(※3)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注) 保険の対象が貴金属、宝玉または宝石もしくは書画、骨とう、彫刻物その他の美術品である場合は、1個、1組または1対のものについては各30万円を、乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>【②臨時費用保険金】 ①の損害保険金をお支払いする場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。</p> <p>【③残存物取片づけ費用保険金】 ①の損害保険金をお支払いする場合において、損害を受けた生活用動産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。</p> <p>【④失火見舞費用保険金】 保険の対象または保険の対象を収容する建物^(※1)から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯^(※2)の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額^(※3)のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。</p> <p>(※1) 日本国内にかぎりず。</p> <p>(※2)「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。</p> <p>(※3)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注) 次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>修理費用 (国内のみ補償) (注)</p>	<p>以下①から⑧までのいずれかに該当する事故により、借用住宅（日本国内において被保険者が借用または使用する建物または住戸室をいいます。）に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主（転貸人を含みます。）との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、修理費用（借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。）に対して、（修理費用の額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします（1回の事故につき修理費用の保険金額を限度とします。）。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対して、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合は除きます。</p> <p>①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられその他これらに類する物の落下もしくは飛来、台風、暴風雨、水災（豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。）による損害を除きます。 ⑤給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢（いっ）水による水濡れ ⑥騒擾（じょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑦風災、雹（ひょう）災または雪災。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部が風災、雹（ひょう）災または雪災によって直接破損したために生じた損害にかぎりません。 ⑧盗難（強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。）</p>	<p>①故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者または借用住宅の貸主が所有しまたは運転する車両の衝突・接触 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）等 ④地震、噴火またはこれらによる津波など</p>
<p>費用の補償 (国内外補償) (注)</p>	<p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用（※1）に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救済者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅（※2）外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</p> <p>（※1）次のア、からオ、までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。</p> <p>イ. 交通費 救済者（※3）の現地（※4）までの航空機等の1往復分の運賃（救済者2名分を限度とします。）</p> <p>ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救済者のホテル等の宿泊料（救済者2名分、かつ救済者1名につき14日分を限度とします。）</p> <p>エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。</p> <p>オ. 諸雑費 救済者の渡航手続費および救済者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等（国外20万円、国内3万円を限度とします。）。</p> <p>（※2）「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。</p> <p>（※3）「救済者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。</p> <p>（※4）「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含む。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないものなど</p>
<p>キャンセル費用 (国内外補償) (注)</p>	<p>被保険者、被保険者の配偶者または1親等内の親族の方の死亡、傷害または疾病による入院（以下「キャンセル事由」といいます。）により、被保険者が予約していた特定のサービス（旅行等）の提供を受けられなくなった場合、被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用から免責金額（キャンセル事由の発生1回につき1,000円またはそのキャンセル費用の20%のいずれか高い額）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、キャンセル費用の保険金額を限度（※）とします。</p> <p>（注）被保険者の続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合は、その配偶者をキャンセル事由が生じた時において被保険者の配偶者であったものとみなします。</p>	<p>①提供されるサービスが被保険者の職務遂行に関係するものである場合 ②故意または重大な過失 ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ⑥妊娠、出産、早産または流産による入院 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないものなど</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>費用の補償</p> <p>ホールインワン・アルパトロス費用(国内のみ補償)(注)</p>	<p>日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルパトロスをを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルパトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)</p> <p>②祝賀会費用^(※3)</p> <p>③ゴルフ場に対する記念植樹費用</p> <p>④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。</p> <p>(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルパトロスをを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルパトロスをを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。</p> <p>(注1)ホールインワン・アルパトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2)ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください!</p> <p>・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルパトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合</p> <p>④同伴競技者以外の第三者^(※5)が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルパトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。</p> <p>(※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>③日本国外で行ったホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>など</p>
<p>賠償補償</p> <p>借家人賠償(国内のみ補償)(注)</p>	<p>日本国内において被保険者^(※)が借用・使用する借用户室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(※)被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。</p> <p>①借用户室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人</p> <p>②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎります。</p>	<p>①故意</p> <p>②心神喪失による損害</p> <p>③借用户室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害</p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害</p> <p>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥借用户室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>⑦借用户室を貸主に引き渡した後に発見された借用户室の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p>

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insuranceportal.html>)等をご確認ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【団体総合保険（医療保険基本特約・疾病保険特約・介護一時金支払特約・軽度認知障害等一時金支払特約）】

【疾病保険特約】被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、三大疾病により通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>疾病入院 保険金</p>	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="text-align: center;">疾病入院保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 入院した日数</p>	
<p>疾病手術 保険金</p> <p style="text-align: center;">疾 病</p>	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為</p> <p>手術（重大手術^(※3)以外） <入院中に受けた手術の場合>疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 20（倍） <外来で受けた手術の場合>疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 5（倍）</p> <p>重大手術^(※3) 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 40（倍） (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処置、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等）など</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。</p> <p>①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術（手指・足指を除きます。） ⑤脊髄（せきずい）腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工機器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>(2) 骨髄幹細胞採取手術^(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見^(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力行為をいいます。</p> <p>(※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
<p>三大疾病 通院保険金</p>	<p>次のいずれかに該当し、通院した場合、45日を限度として、通院1日につき、三大疾病通院保険金日額をお支払いします。ただし、最初の通院の開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①がんと診断されたとき。 ②急性心筋こうそくを発病したとき。 ③脳卒中（くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく）を発病したとき。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。） ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など</p>

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【その他特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等費用保険金 (注)	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p>
介護一時金	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。 なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p>
軽度認知障害等一時金	<p>被保険者が、初めて軽度認知障害または認知症と診断確定された場合は、軽度認知障害等一時金をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは一回かぎりとなります。 (注) 初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p>

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

介護一時金

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

- ① 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
- ② 被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

軽度認知障害等一時金

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に軽度認知障害または認知症に該当した場合を除きます。

- ① 疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
- ② 被保険者が軽度認知障害または認知症と診断確定された日の支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意ください

● 特定疾病等対象外特約について

・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できないことがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。

(削除できない場合の例)

- 補償対象外とする疾病群が複数の場合
- 告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合など

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insuranceportal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式サイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師（※）が、病理組織学的所見（剖検や生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線や内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 （※）被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 【団体総合保険】 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害（疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。）により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（※）。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （※）歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
交通乗用具	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
軽度認知症	軽度認知障害とは、表1に規定される疾病とし、かつ、表2の診断基準を満たすものをいいます。 表1 対象となる軽度認知障害は、「米国精神医学会編 DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」中下記のものとし、アルツハイマー病による軽度認知障害、前頭側頭葉変性症による軽度認知障害、レビー小体病を伴う軽度認知障害、血管性軽度認知障害、外傷性脳損傷による軽度認知障害、物質・医薬品誘発性軽度認知障害、HIV感染による軽度認知障害、プリオン病による軽度認知障害、パーキンソン病による軽度認知障害、ハンチントン病による軽度認知障害、他の医学的疾患による軽度認知障害、複数の病因による軽度認知障害 注「米国精神医学会編 DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに軽度認知障害に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。 表2 対象となる軽度認知障害は、次の①から④までの診断基準のすべてに該当するものをいいます。 ①1以上の認知領域（複雑性注意、実行機能、学習および記憶、言語、知覚-運動、社会的認知）において、以前の行動水準から軽度の認知機能の低下があるという証拠があること ②毎日の活動において、自立が阻害されていないこと ③その認知機能の低下が、せん妄の状況でのみ起こるものではないこと ④その認知機能の低下が、他の精神疾患によってうまく説明できないこと（例うつ病、統合失調症） 注「米国精神医学会編 DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たな診断基準が示されたときには、当会社が必要と認めた場合、新たな診断基準による診断確定を求めることがあります。

用語のご説明（続き）

用語	用語の定義																						
認知症	<p>(1) 認知症とは、次の①および②のすべてに該当する器質性認知症であることをいいます。</p> <p>①脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること</p> <p>②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること</p> <p>(2) (1)の器質性認知症、器質的な病変あるいは損傷および器質的障害とは、次のとおりとします。</p> <p>①器質性認知症 器質性認知症とは、表3に規定される疾病とします。</p> <p>②器質的な病変あるいは損傷、器質的障害 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。</p> <p>表3 対象となる器質性認知症は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中下記のものとしてします。</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 465 1310 492">分類項目</th> <th data-bbox="1315 465 1422 492">基本分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 499 1310 526">アルツハイマー病の認知症</td> <td data-bbox="1315 499 1422 526">F00</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 526 1310 553">血管性認知症</td> <td data-bbox="1315 526 1422 553">F01</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 553 1310 580">ピック病の認知症</td> <td data-bbox="1315 553 1422 580">F02.0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 580 1310 607">クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症</td> <td data-bbox="1315 580 1422 607">F02.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 607 1310 633">ハンチントン病の認知症</td> <td data-bbox="1315 607 1422 633">F02.2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 633 1310 660">パーキンソン病の認知症</td> <td data-bbox="1315 633 1422 660">F02.3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 660 1310 687">ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症</td> <td data-bbox="1315 660 1422 687">F02.4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 687 1310 714">他に分類されるその他の明示された疾患の認知症</td> <td data-bbox="1315 687 1422 714">F02.8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 714 1310 741">詳細不明の認知症</td> <td data-bbox="1315 714 1422 741">F03</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 741 1310 768">せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの</td> <td data-bbox="1315 741 1422 768">F05.1</td> </tr> </tbody> </table>	分類項目	基本分類	アルツハイマー病の認知症	F00	血管性認知症	F01	ピック病の認知症	F02.0	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1	ハンチントン病の認知症	F02.2	パーキンソン病の認知症	F02.3	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8	詳細不明の認知症	F03	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1
分類項目	基本分類																						
アルツハイマー病の認知症	F00																						
血管性認知症	F01																						
ピック病の認知症	F02.0																						
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1																						
ハンチントン病の認知症	F02.2																						
パーキンソン病の認知症	F02.3																						
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4																						
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8																						
詳細不明の認知症	F03																						
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1																						
	<p>注「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに器質性認知症に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。</p>																						

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、申込画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 申込画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項[※]について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務（傷害総合保険（普通傷害）の場合）

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態（団体総合保険の場合）

告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要で、傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等[※]の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

(団体総合保険の場合)

- *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時[※]（※からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時[※]からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時[※]からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- (※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②特別な条件付きでご加入いただけます（「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）」でご加入いただけます。）。
 - ③今回はご加入いただけません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時[※]（※1より前に発病[※]2）した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時[※]1より前に発病[※]2した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時[※]1からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(注1) 特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

(注2) 三大疾病通院保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始時[※]1からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係のある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【三大疾病通院保険金支払特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者（保険の対象となる方）がその事実を知っているまたは知らないとにかかわらず、三大疾病通院保険金支払特約は無効（これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者またはその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて5年を経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
- 一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件（「特定疾病等対象外特約」をセット）でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

介護一時金

- 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時[※]より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時[※]より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時[※]からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態（認定）に該当した場合は、保険金をお支払いします。
- (※) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (注) 特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

軽度認知障害等一時金

- 疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時が、ご加入初年度の待機期間[※]の翌日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時が、ご加入初年度の待機期間[※]経過の翌日より前であっても、ご加入初年度の待機期間[※]経過の翌日からその日を含めて1年を経過した後に軽度認知障害または認知症に該当した場合は、保険金をお支払いします。
- (※) 保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日をいいます。
- (注) 特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

ご加入に際して、特にご注意ください（注意喚起情報のご説明）（続き）

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

【傷害総合保険（普通傷害）】

- 申込画面の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 傷害総合保険（普通傷害）では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず職業または職務の変更にかかれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであつてが生じ、これらの職業も、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

- 申込時に本サイトでご入力頂いた住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まり、
軽度認知障害等一時金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日（疾病の場合は開院日を日あるいは手術を受けた日）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- （注）個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- ※借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- （※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- （注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- （注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガや病気をされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

【傷害総合保険の場合】

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

【傷害総合保険の場合】

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

（1）保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

（2）保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。

（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

【団体総合保険の場合】

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、サイトに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 保険金額 保険期間
 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
 サイトに記載の「他の保険契約等」について、「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- 『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

【傷害総合保険（普通傷害）にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

【ファミリーコース・ファミリータイプ・カップルコースにご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

- 取扱代理店 常陽トータルサービス株式会社
〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル6階 TEL 029-303-5074
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 茨城支店 法人支社
〒310-0021 水戸市南町2-6-13 損保ジャパン水戸ビル4階 TEL 029-231-8043
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
- 指定紛争解決機関
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【お電話】 0570-022808 <通話料有料>
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】 0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただくと有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このサイトは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- サイトにて契約内容を照会いただけることから、これまで発行していた加入者証は廃止しております。利用停止期間（満期のおよそ4ヶ月前～募集開始日の前日）におけるご照会につきましては常陽トータルサービスまでお問い合わせください。



さらにお手続きが **カンタン・便利** になるこんなサービスも!



損保ジャパン × LINE

チャットサービス

新登場



LINEの友だち追加は
こちらから

MERIT 1

文字や画像、動画のやりとりでわかりやすく！

MERIT 2

24時間いつでもご連絡が可能です。※1※2

MERIT 3

書類の記入やポストへの投函を行わず、手続き可能です。※3

※1受付時間（自動応答メッセージ含む）は24時間365日です。 ※2当社からの回答は平日午前9時～午後5時となりますのでご了承ください。自動車保険については、ご希望に応じ、夜間休日窓口にて24時間365日チャットにて回答いたします。 ※3ご請求内容により一部書類をいただく場合がございます。



LINEで事故連絡をする

自動車保険・火災保険
傷害保険・海外旅行保険

STEP 1

当社ホームページの事故トラブル連絡ページにあるLINE友だち追加のボタン、もしくは本チラシの右上の2次元コードから、友だち追加を行ってください。



LINEからも
事故・トラブル連絡が可能です

STEP 2

当社公式アカウントメニュー内の「チャット受付」をタップし、自動応答に沿って事故情報を入力してください。



STEP 3

事故連絡完了後、担当者からの連絡をお待ちください。



LINEで担当者とやり取りをする

※LINEで事故連絡をされた場合は、以下のSTEPは省略されます。

STEP 1

担当者との初回連絡後に、LINEのやり取りを希望されるお客さまには、SMS（ショートメール）で、当社公式アカウント友だち追加用のURLと認証キーが送信されます。



STEP 2

友だち追加後、LINEのトークルーム上に認証キーと携帯電話番号の下4ケタを入力ください。



STEP 3

認証完了後、順次担当者よりご連絡いたします。その後のご連絡はメニュー画面の「チャット再開」または新着メッセージの「チャットへ」をタップいただければチャットが可能です。



書類不要!

保険金請求フォームサービス

STEP 1

LINEでの事故連絡後、保険金請求フォームが自動送信されますので、「入力する」をタップしてください。
※担当者から送信する場合があります。



STEP 2

保険金請求フォームでは、損害物の画像や修理見積り、入通院情報を簡単に入力することができます。



STEP 3

送信いただいた内容より、保険金お支払額を算定し、チャット上で回答いたします。



※受付内容によっては、お電話や書類のやり取りをお願いする場合がございますので、ご了承ください。

個人情報の取り扱い

損保ジャパンが独自に開発したチャットシステムを使用するため、個人情報を含んだ履歴は損保ジャパンのみ閲覧可能です。

SOMPO 健康生活サポートサービスのご案内

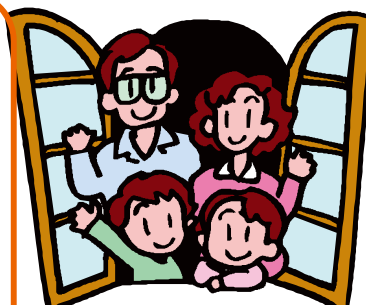
損保ジャパンの「団体傷害保険」にご加入の皆さまに

無料電話相談サービス

● SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの団体傷害保険にご加入
いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス（予約制）
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 介護関連相談サービス
- 法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス



※サービス内容の詳細は次ページをご覧ください。

お電話によるご相談を承ります。

- ※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ※2 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※3 ご利用は日本国内からにかぎります。
- ※4 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※5 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

サービス内容

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、SOMPOホールディングスグループで共同経営するサービスです。

受付時間 | 24時間・365日

●健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

●医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

●専門医相談サービス（予約制）

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。

●介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

●法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

●メンタルヘルス相談サービス

【利用時間】

平日9:00～22:00、土曜10:00～20:00

※日・祝日・年末年始（12/29-1/4）は
お休みとさせていただきます。

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わる
カウンセリングを行います。

●メンタルITサポート（WEBストレス チェック）サービス

【受付時間】24時間・365日

ホームページにアクセスすることによりストレス
チェックが実施できます。

保険ご加入者向けサービス
ストレスチェックはこちら
ログイン

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

茨城支店 法人支社

〒310-0021 水戸市南町2-6-13

損保ジャパン水戸ビル4階

TEL：029-231-8043

お問い合わせ先

取扱代理店

常陽トータルサービス株式会社

〒310-0021 水戸市南町3-4-12

常陽海上ビル6階

TEL：029-303-5074